

しばたし
令和8年度新発田市

アーティスト地域おこし協力隊募集要項



令和8年2月

新発田市文化芸術振興室



◆ はじめに ◆



新潟県新発田市（しばたし）は新潟駅から車で約40分。新潟市に隣接する新潟県北部の都市で、人口9万615人（令和7年12月末現在）。県内4番目に人口が多い市町村です。

江戸時代末期には10万石の城下町として栄え、国重要文化財の新発田城や足軽長屋など、現在も城下町新発田の文化遺産をまちの随所にとどめています。

城下町の歴史と文化、全国的にも有名な月岡温泉、山から海までの豊かな自然、県内有数の良質米コシヒカリの産地など、たくさんの魅力を持つ新発田市は、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市しばた」を目指しています。

このように城下町文化を礎として発展した当市では、茶道や華道などの伝統文化をはじめ、落谷虹児や佐藤哲三などの優れた芸術家を輩出するなど、文化芸術活動が盛んに行われてきました。一方、人口減少や少子高齢化により、芸術家の減少や若手の不在、芸術団体の解散など、文化芸術をとりまく環境は厳しさを増しているのが現状です。

そこで、自身がアーティストとして創作活動を行いながら、子どもたちとのアート体験やワークショップ、展覧会の企画運営、文化芸術に関する情報発信などに取り組む「アーティスト地域おこし協力隊員」を募集します。

活動の拠点は「教育支援センター車野校」です。令和5年に開校した「車野校」は、空き校舎を活用し不登校支援を行っている施設です。不登校が社会問題化し、当市でも不登校が増加している中、子どもたちが安心して過ごせる居場所が必要です。「車野校」へ通ってきている子どもたちは、興味も関心も様々です。その子どもたちの声に耳を傾け、寄り添いながらアートに触れる機会をつくるのが大切だと考えています。アートを通じた自己表現により、子どもたちの自己肯定感や自尊心を育む体験やワークショップ等を企画・運営してください。

創作活動を通じ、自身が芸術家として育ち、子どもたちが育ち、さらに新発田市をアーティストのまち、新しい文化芸術のまちへ育ててください。

求む！！アーティスト

新潟県新発田市^{しばたし} アーティスト・イン・レジデンス はじめます。

新発田市では、国の「地域おこし協力隊」の制度を活用して、都市部から人材を招聘^{しょうへい}し、地域活動を行いながら、地域への定住を図り地域の活性化を目指しています。自身の経験や能力を生かした地域活性化の仕事に就きながら、理想とする暮らしや生きがいを見つけてください。

新潟県新発田市で創作活動してみませんか。絵画、彫刻、陶芸、漫画、アニメ、デジタルアート、写真等・・・ジャンルは問いません。

自身の創作活動を行いながら、不登校の子どもたちへのアート体験、ワークショップなどの企画・提案・運営、展覧会の開催、情報発信などを行います。

子どもたちや地域住民と交流し、芸術の創造・発信を行うことで市の文化芸術の育成、地域の活性化を目指します。

1 募集区分

アーティスト地域おこし協力隊員

2 活動内容（主な業務予定）

- ・作品の創作活動
- ・教育支援センター車野校の小・中学生に創作現場を開放し、自己肯定感や自尊心を育くめるようなアート体験、ワークショップなどの企画運営、展覧会の開催
- ・新発田市の文化芸術に関する展覧会やイベント等の企画・提案・運営
- ・新発田市の文化芸術に関する情報発信、PR 活動
- ・地域住民との交流活動（地域活動に積極的に参加していただきます）

3 主な活動場所

新発田市教育支援センター車野校（新潟県新発田市大友17番地1）

「車野校」は、木を基調とした温かみのある旧車野小学校の空き校舎を活用し、不登校の小・中学生の支援を行っている施設です。車野校の一室を創作の拠点とし、創作活動や子どもたちのアート体験などを行います。アートへの関わりを通じて、子どもたちが自己肯定感や自尊心が育まれるようにお手伝いをしてもらいます。

4 募集人数

1名（この募集は令和8年度予算の成立を条件に行うものです。）

5 応募条件

下記の条件をすべて満たす方

(1) 三大都市圏（※1）内の都市地域（※2）または政令指定都市の都市地域に住民票があり、新発田市に住民票を異動させることを了承し、委嘱後速やかに住民票を異動することができる方

※1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。

※2 都市地域とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美諸島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法及び沖縄振興特別措置法で指定された地域）以外の地域を指します。

（地域要件について、御不明な場合は直接お問い合わせください。）

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(3) 地域おこし活動や新発田市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方

(4) 心身ともに健康な方

(5) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方、または着任までに取得見込みの方

(6) 文書作成、表計算等の基本的なパソコン操作ができる方

(7) SNSを活用して情報の受発信ができる方

(8) アーティストとして美術作品等の創作活動を自ら行っている方

5 求める人物像

- ・自身がアーティストで芸術が好きな方
- ・子どもが好きな方。特に不登校の児童・生徒に御理解のある方
- ・老若男女問わず、円滑にコミュニケーションが図れる方
- ・積極的に企画、提案、運営ができ、求められた業務に対して誠実に取り組める方
- ・地域住民と一緒に地域活性化に取り組み、地域を元気にする意欲のある方
- ・新発田市や芸術の魅力を積極的に発信、PRできる方

6 勤務時間

1週間当たり 35 時間

※基本的に土・日・祝日を除く週5日勤務、勤務時間は9時から17時まで
※ただし、業務内容によって土・日・祝日に勤務する場合があります。

7 隊員の身分及び任用期間

- (1) 新発田市会計年度任用職員として、市長が任用します。
- (2) 任用期間は、任用日から令和9年3月31日までとします。年度ごとに任用し、最長3年まで更新する場合があります。
※任用日は隊員候補者と市が協議したうえで決定した日とします。
※職務怠慢や非行など、隊員としてふさわしくないと判断された場合は、任用期間中であっても免職等の懲戒処分を受ける場合があります。

8 報酬

月額報酬 212,258円

その他 6月、12月の年2回の賞与のほか、時間外勤務の指示を受けた場合は、予算の範囲内において時間外勤務手当が支給されます。

※上記は募集開始時点のものです。条例の改正等により変更となる場合があります。

9 待遇・福利厚生

- (1) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。(報酬から健康保険、厚生年金保険、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。)
- (2) 活動期間中の災害補償等は、「非常勤職員公務災害補償」により補償します。
- (3) 新発田市内の住居に入居していただき、住居費用の一部を助成します。
- (4) パソコンを貸与します。
- (5) 年次有給休暇等があります。(新発田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定められたとおり)
- (6) 市担当者と新発田市で活動している協力隊員が定期的にミーティングを行い、スキルの向上や日常の活動における相談事を話し合います。

10 応募方法

- (1) 提出書類 (御提出いただいた書類は返却いたしません。)
 - ①「新発田市アーティスト地域おこし協力隊応募用紙」(本要項9ページ)
 - ②今までに制作した作品の画像等(内容によるため、提出方法は要相談)
 - ③自動車運転免許証の写し(表裏コピー)※応募時に取得していない方は取得予定日をお伝えください。
 - ④住民票の写し(発行から3か月以内のもの)

(2) 提出方法

① 郵送または持参で応募書類を提出する

【提出先】

〒957-0053 新潟県新発田市中央町4丁目11番7号

新発田市教育委員会 文化行政課文化芸術振興室（新発田市民文化会館内）

※宛名面に「アーティスト地域おこし協力隊員応募書類」と記載すること

② 電子申請により提出する

市ホームページの URL から電子申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/city-shibata-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28771

※電子申請の場合、(1)の提出書類をデータで添付してください。



二次元バーコード
はこちら

(3) 応募締め切り

令和8年3月10日（火）（郵送の場合、当日消印有効）

※採用内定者が決定され次第、応募を締め切ります。

1.1 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

応募書類による書類選考を行います。

第1次選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第1次選考の合格者を対象に、個人面接を行います。

面接選考の日時等の詳細については、第1次選考結果の際に合格者にお知らせします。

※第2次選考のために必要な交通費等は、応募者個人の負担とします。

※居住地を鑑み、オンラインで面接を行う可能性があります。

(3) 新発田市地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、新発田市地域おこし協力隊員候補者を決定します。第2次選考結果は、第2次選考参加者全員に文書で通知します。

1 2 問い合わせ・応募先

〒957-0053 新潟県新発田市中央町4丁目11番7号

新発田市 文化芸術振興室（新発田市民文化会館内） 担当：阿部・山上

TEL : 0254-26-1576

FAX : 0254-26-2500

E-Mail : bunkageijutsu@city.shibata.lg.jp

新発田市ホームページ : <https://www.city.shibata.lg.jp/>

1 3 その他

- (1) 本要項について、確認したい点がございましたら担当まで御連絡ください。また、自分が応募条件の地域に該当するかどうか確認したい場合も御連絡ください。
- (2) 応募するにあたり、現地の見学等の希望がある場合は、個別に対応いたします。オンラインでの説明会も可能です。お気軽に担当まで御連絡ください。

■■■ 新発田市アーティスト地域おこし協力隊員 よくある問い合わせ ■■■

Q 応募条件の「(8) アーティストとして美術作品等の創作活動を自ら行っている方」とは、どのような活動を指しますか。

A 絵画、彫刻、陶芸、漫画、アニメ、デジタルアート、デジタルデザイン、写真等・・・ジャンルは問いません。

Q 創作活動をする場所はどのくらいの広さですか。水場はありますか？

A 廃校になった小学校の校長室を活用します。広さは約 15 m²です。室内には水場があります。必要な机やイス、棚などの必要備品は相談により準備いたします。

Q インターネット環境はありますか？

A Wi-Fi ルーターを使用して、業務に使用するインターネット環境を用意します。

Q 住居の指定はありますか？

A 教育支援センター車野校近くの「板山地域」の空き家を用意する予定です。地域活動が盛んな地域で、これまでに地域おこし協力隊員が2名移住し定住しています。先輩の協力隊員が生活や、活動のアドバイスを行ってくれ、安心して活動ができます。活動を行いながら、移住生活をエンジョイしてください。なお、市街地ではないことから、自家用車があると生活するうえで不便がないと思います。

●板山地域についてのホームページ（緑の山里いたやま）

<https://www.shibata-itayama.com/>

●板山在住の地域おこし協力隊サポート団体のホームページ（（社）MuraSaki）

<https://murasakishibata.wordpress.com/>

Q 創作活動などに使用する経費はありますか？

A 業務中の創作活動に使用する消耗品など（紙類、絵具など）は経費で賄えます。ただし、勤務時間外の場合は、御自身で負担してください。

Q 活動の中で、「新発田市の文化芸術に関する展覧会やイベント等の企画・提案・運営」とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか？一人で行うのでしょうか。

A 例えば、若手アーティストの展覧会や、ワークショップなど、新しい発想を期待しています。市内には有名な挿絵画家である落谷虹児の作品を展示している「落谷虹児記念館」もあり、個展の開催場所としても活用できます。これまでにやったことのない企画や提案をお待ちしています。市職員や芸術団体の方々など

と一緒に協力しながら行います。

<参考 新発田市で令和7年度に開催された主な美術展等>

- ねこ展、ねこフェス（7月）：国登録有形文化財「葺春閣」を会場にしてネコをキーワードにした展覧会（招待作家 長沢明）とアーティストによるマルシェ
- 市展、ジュニア展（10月）：市内のアマチュア芸術家による市最大の展覧会
- 市所蔵美術作品展（11月）：市が所蔵する市ゆかりの芸術家の作品展

Q 退任後の移住支援や起業の支援はありますか？

A 市では移住支援や起業支援の制度があります。令和7年度の支援制度の主なものをご紹介します。（これらの制度は現時点のもので、今後変更される場合があります。また、条件・予算枠がありますのでご注意ください。）

・新発田市地域おこし協力隊起業支援補助金

地域おこし協力隊員が退任日前後1年以内に起業又は事業継承する場合、対象経費（備品購入費、建物修繕など）に対し上限100万円を補助します。

・特定創業支援等事業

創業に必要な知識を習得できる「個別相談」、「創業塾」、「経営支援セミナー」が受けられます。

<https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/sougyou/sougyo/1004662.html>

・新規創業支援事業助成金

新規事業に取り組む方で、初めて創業する方に対する助成を行います。

<https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/sougyou/sougyo/1004746.html>

・住宅取得補助金

市外からの転入者を対象に、住宅の建築及び取得費の一部補助を行います。

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/iju/uiturn/1024600.html>

・中古住宅リフォーム支援事業

中古住宅をこれから取得し転入・転居する方、または取得後2年を経過していない場合に補助します。

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/sumai/josei/1024726.html>

・空き家バンクお祝い補助金

空き家バンク物件を購入し、その物件に定住される方に補助します。

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/iju/akiya/1001225.html>

新発田市アーティスト地域おこし協力隊応募用紙

年 月 日

新発田市長 様

住 所

応募者

氏 名

新発田市地域おこし協力隊の応募条件を承諾のうえ、次のとおり応募します。

ふりがな				写真を貼る位置 1. 縦 36~40mm 横 24~30mm 2. 本人単身胸から上	
氏 名					
生年月日	昭和・平成	年 月 日(満 歳)	性別		男・女
ふりがな					
現住所	〒				
連絡先	(自宅電話)		(携帯電話)		
	(E-Mail)				
健康状態	※アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があれば記入してください。				
趣味 特技 自己PR					
年	月	資格・免許			

年	月	学歴・職歴（主な職務内容を含む）

1. あなたの性格を自己分析してください。（長所・短所を含む）

2. アーティストとしての専門分野、実情をご記入ください。

(受賞履歴、出典履歴等がある場合はご記入ください)

※書ききれない場合は、任意様式で提出ください。

3. 地域おこし協力隊になったら、あなたができること、やりたいことを 1000 字程度でご記入ください。特に不登校児童、生徒にアートを通じてどんなことを体験してもらいたいですか。

※書ききれない場合は、任意様式で提出ください。

4. 任期終了後の考え（起業・就業・定住等）についてご記入ください。

応募条件
チェック

※以下の項目をご確認のうえ、□にチェック（）を入れてください。

- 3大都市圏内の都市地域または政令指定都市の都市地域に住民票があり、新発田市に住民票を異動させることを了承し、委嘱後速やかに住民票を異動することができる。
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない。
- 地域おこし活動や新発田市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる。
- 心身ともに健康である。
- 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方、または着任までに取得見込みの方
- ワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる。
- SNS を活用して情報の受発信ができる。
- アーティストとして美術作品等の創作活動を自ら行っている。